

昭和五十四年四月四日提出
質問 第二〇号

日本アイ・ビー・エム株式会社の労使紛争に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年四月四日

提出者 山花貞夫

衆議院議長 灘尾弘吉殿

日本アイ・ビー・エム株式会社の労使紛争に関する質問主意書

日本アイ・ビー・エム株式会社（所在地・東京都港区六本木三丁目二番一―二号）と、その従業員で組織している労働組合である全国金属労働組合日本アイ・ビー・エム支部（所在地・東京都港区六本木一丁目四番三四号二―森ビル内、以下「組合」という。）との間に起きている労使紛争について質問する。

一 日本アイ・ビー・エム株式会社と組合との間に昭和三十九年頃から労使の紛争が行われていると聞いているが、その経過と現状を明らかにされたい。

二 組合が日本アイ・ビー・エム株式会社の不当労働行為、労働基準法違反など不法、違法な行為に対して、東京、神奈川、愛知、大阪の地方労働委員会、関係労働基準監督署などに不当労働行為、労働基準法違反などで申し立て、申告がなされていると聞いている。その件数、経

過、内容、進行状況を明らかにされたい。

三 神奈川、大阪などの地方労働委員会から不当労働行為と認定した命令、また東京労働基準監督局から労働基準法違反の勧告がなされていると聞いているが、その内容及びこれらの命令、勧告に対する会社の態度を明らかにされたい。

四 多国籍企業アメリカ・アイ・ビー・エムが資本、人事、経営、生産、労務政策などの面で、日本アイ・ビー・エム株式会社を支配していると聞いているが、その支配関係などについて明らかにされたい。

五 多国籍企業日本アイ・ビー・エム株式会社に労働組合法、労働基準法などの日本国内法規を順守させるために、政府、労働省、通産省は、いかなる行政指導を行っているか明らかにするとともに、どのように労使の紛争解決に当たるのか見解を明らかにされたい。

右質問する。